

「白鷹町の建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（改正案）」に関する意見（パブリックコメント）の募集について

【募集期間】3月14日（火）まで

【問い合わせ】農林課林政係 ☎ 87-0218

令和3年6月、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の改正により、「脱炭素社会の実現」が目的に追加され、木材利用促進の対象が公共建築物から民間建築物を含めた建築物全体に拡大しました。

白鷹町においても、「脱炭素社会の実現」や「町産木材利用による地域経済の活性化」を目的に、本基本方針の改定を行うため、現時点における改正案について町民の皆さまからご意見を募集いたします。

主な改正点

- ◆木材利用促進の対象を公共建築物から民間建築物を含めた建築物全体に変更いたしました。
- ◆木材利用促進の意義に、環境保全として脱炭素社会の実現に向けた事項を追加いたしました。
- ◆木材利用促進のために、木造建築物の設計・施工・建築に携わる人材の育成に向けた事項を追加いたしました。

【閲覧場所】

農林課、各地区コミュニティセンター、町のホームページ

【意見の提出方法】

各閲覧場所に置いてある意見送付様式に、氏名、住所等、必要事項をご記入のうえ、郵送、電子メールまたはFAXでお寄せください。

[電子メール] nourin@so.town.shirataka.yamagata.jp [FAX] 0238-85-2509

[郵送] 〒992-0892 白鷹町大字荒砥甲 833 番地 白鷹町役場農林課あて

土砂災害から身を守るためには

土砂災害から身を守るために、お住まいの住所が、土砂災害の警戒区域にあたるのか確認しましょう。大雨警報、土砂災害警戒情報が発表された場合、又は土砂災害の前ぶれ（前兆現象）が確認された場合は、早めに避難しましょう。

土砂災害の前ぶれ

土砂災害の種類によって、前ぶれに起こる現象は違います。「がけ崩れ」「土石流」「地すべり」の前ぶれ（前兆現象）を掲載しますので、この現象に気づいた場合には、直ちに周りの人と安全な場所へ避難してください。また、「いつもと何か違う」と感じたら、県や町へご連絡ください。

※土砂災害が発生しそうな場合・発生した際は下記連絡先までご連絡ください。

こんな変化に注意

土砂災害の前ぶれ（前兆現象）

身のまわりでこんな現象が起こったら、すぐに近所の人や役場に知らせ、安全な場所に避難しましょう。特に大雨が降っているとき、降ったあとは要注意です。

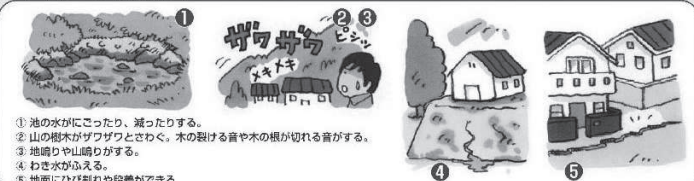
がけ崩れの前ぶれ



土石流の前ぶれ



地すべりの前ぶれ



⚠ ここにあげたのは前兆現象の一例です。このほかにも「いつもと何か違う」と感じたら、都道府県や市町村、近所の人に知らせて安全な場所に避難してください。危険な場所や避難する場所は、市町村等から配布されるハザードマップ等で確認してください。

「書き損じはがき」の回収にご協力をお願いします

山形県高等学校青少年赤十字連絡協議会では「書き損じはがき」を換金して文房具を購入し、発展途上国の子どもたちに届ける活動をしています。これまでの高等学校等における回収と同様に、健康福祉センター内健康福祉課でも回収しますのでご協力をお願いいたします。

●受付期間 令和5年3月31日(金)まで

●回収できないもの

- ・あて先不明で返されたもの
- ・消印が押されているもの
- ・あて先住所や氏名が黒く塗りつぶされているもの（年賀はがきのみ）

・受け取った年賀はがき（年賀状は消印が押されないため）

【受付・問い合わせ】

日赤白鷹町分区分（健康福祉課福祉係）
☎86-10111

下水道工事指定業者の指定更新申請について

令和4年度に下水道工事指定業者の更新が必要な事業者の方に対して、1月下旬に申請案内を郵送しております。引き続き、指定更新を希望する場合は申請案内をご確認いただき、申請手続きをお願いいたします。

●対象者 指定事業者証の有効期限が令和5年3月31日までの事業者

●受付期間 令和5年2月28日(火)まで

●申請書類

・下水道工事指定業者継続指定申請書

- ・身分証明書又は登記簿謄本
- ・履歴書又は経歴書
- ・専属する責任技術者の責任技術者証の写
- ・納税及び資産に関する証明書
- ・所有設備機器材調書及び従業員名簿
- ・誓約書

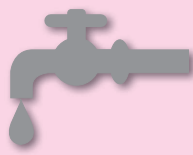
※証明書等は原本を添付してください。

※町ホームページに申請書様式を掲載しております。

【受付・問い合わせ】

上下水道課業務係
☎85-16138

冬期間は 水道の検針を 休みます



【問い合わせ】

上下水道課業務係 ☎85-6137

1月～4月までは、積雪によりメーター検針が困難なため、検針を行いません。

水道料金・下水道使用料は、12月請求分（11月の使用水量）と同額を請求し、検針再開の来年5月に精算させていただきます。

冬期間の使用水量が11月の使用水量と大幅に変動することが予想される場合は、上下水道課までご連絡ください。

○水道管の凍結や漏水事故にご注意ください

例年、12月から3月にかけて水道管の凍結事故が急増します。水道管が凍結すると、水が使えなくなるだけでなく、修理費用を要したり、水道料金が高額となる場合があります。

○水道管の凍結・漏水事故を防止するためには

- ・「不凍水抜栓」を完全に閉め切り、蛇口を全開にして水抜きをしましょう。
- ・漏水等の発見が遅れ、水道料金が高額とならないよう、冬期間使用しない施設は閉栓手続きを行いましょう。開栓・閉栓の手数料はそれぞれ1,000円です。

○もし、水道管が破損したら…

水道管が破損した場合は、メーターボックス内のバルブを閉め、直ちに水を止めて町指定給水装置工事事業者にご相談ください。ただし、修理代は自己負担となります。

○漏水の確認方法について

自宅内の蛇口を全て閉め、水道メーターを確認してください。銀色のパイロットマークまたは1リットル針が動いている場合は、どこかで漏水している可能性がありますので、町指定給水装置工事事業者へご相談ください。